

保護者皆様へ

この登園届けは、保育園に通う園児のみなさんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。いままで、登園証明書が必要なく登園基準を満たしていれば登園していただいていた感染症について、保護者が記入する登園届けを提出してもらうように変更しました。以下の登園の目安を参考にし、医師からの指示に従い、登園時に右の登園届けを提出していただくようお願いします。

次の13の疾患については、今まで通り医師が記入する登園許可証の提出をお願いします。

麻しん(はしか)、風疹(三日はしか)、水痘(みずぼうそう)、インフルエンザ、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱(プール熱)、百日咳、結核、胃腸炎全般(お腹の風邪)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、流行性角結膜炎(はやり目) 髄膜炎菌性髄膜炎、急性出血性結膜炎

【登園届けが必要な感染症】

疾患名	登園の目安
手足口病	発熱や口腔内の水泡・発疹がおさまり、普通の食事がとれる
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・発疹がおさまり、普通の食事がとれる
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良い
突発性発疹	解熱後 1 日以上経過し、機嫌が良く全身状態が良い
伝染性膿痂疹(とびひ)	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆っている
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになっている
溶連菌感染症	抗菌薬の服用後 24～48 時間が経過している
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっている

登園届(保護者記入)

あけぼの保育園

組 氏名

該当疾患にをお願いします。

- 手足口病
- ヘルパンギーナ
- 伝染性紅斑(りんご病)
- 突発性発疹
- 伝染性膿痂疹(とびひ)
- 帯状疱疹
- 溶連菌感染症
- RS ウイルス感染症
- マイコプラズマ肺炎

(医療機関名) _____ (年 月 日受診)に

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 月 日より登園します。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印